

## 三次市パブリック・コメント手続条例の解説

### (目的)

第1条 この条例は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、政策形成段階での市民参加の機会を確保し、市政への関心を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすことで市政運営の公平性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

### 【解説】

- 1 この制度は、市の重要な施策等の政策形成過程を市民等に公開することにより、「市民参加の機会を確保」し市民の市政への関心を高め、市民への説明責任を果たすことで「市政運営の公平性及び透明性の向上」を図るものです。これにより、市民との協働のまちづくりを推進していきます。「三次市まち・ゆめ基本条例」においても、市民が市政へ参加する権利を明確に規定しており、市民参画を推進する手段の一つとして位置づけられます。
- 2 従来においても、各担当部署の判断によりこの手続と同様な手法を用いた例はありますが、この条例により市の統一ルールとして制度化するものです。
- 3 この制度は、施策等の内容をより良いものとするために、広く市民等からの意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の多寡により意思決定の方向性を判断するものではありません。

三次市まち・ゆめ基本条例第12条

市民は、市の考える方針や事業の計画を立てるところから、実施、評価の各段階において参加する権利をもちます。

### (定義)

第2条 この条例において「パブリック・コメント手続」とは、市の基本的な施策等の策定に当たり、施策等の趣旨、目的、内容等必要な事項を広く公表し、市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

- 2 この条例において「実施機関」とは、市長その他の執行機関をいう。
- 3 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

市内に住所を有する者

市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

市内に存する学校に在学する者

パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### 【解説】

- 1 この制度の名称を、国では「意見公募手続」と表現していますが、マスコミ報道や他の自治体での使用により一般的な用語として認知されてきている呼称「パブリック・コメント」を制度の名称に用いるものです。

- 2 この制度を市政全般に適用させるため、市の機関すべて（市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，水道事業管理者，病院事業管理者，公平委員会及び固定資産評価審査委員会）をこの制度の「実施機関」に位置付けます。なお，議決機関である議会は，この制度の対象外とします。
- 3 本市に在住・在勤・在学する者（事業所を含む）や利害関係を有する者を「市民等」に位置付けます。なお，第2項に規定する「市民等」以外からこの制度に基づく意見提出があった場合も，多様な意見を意思決定に反映させるため，市民等からの意見と同様に扱います。

（対象）

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる施策等（以下「施策等」という。）は，次に掲げるものとする。

市の基本的政策を定める計画，個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃

次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民等に義務を課し，又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金，負担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃

前3号に掲げるもののほか，実施機関が特に必要と認めるもの

【解説】

- 1 具体的な案件が，この条例の対象であるか否かは，意思表示を行う実施機関が，この条例の趣旨に基づいて判断し，また，その判断について説明責任を負います。
- 2 「市の基本的政策を定める計画」とは，市の将来的な施策展開の基本方針や方向性を定める計画のことをいい，「三次市総合計画」や「三次市男女共同参画推進計画」などがあります。
- 3 「市の基本的な制度を定める条例」とは，市政全般についての理念や，基本方針などを定める条例のことをいい，「三次市情報公開条例」や「三次市行政手続条例」などがあります。ただし，「行政組織条例」や「職員の給与に関する条例」など，行政内部のみに適用されるものは対象外とします。
- 4 「市民等に義務を課し，又は権利制限する条例」とは，広く市民等に適用される規制を定める地方自治法第14条第2項に基づく条例のことをいい，「三次市ポイ捨て等禁止条例」，「三次市かいてき環境保全条例」などがあります。
- 5 金銭徴収に関するものは，地方自治法第74条第1項により直接請求から除外されていること，また，財政に与える影響の十分な検討がないまま金銭を徴収することの賛否を表明する意見が集中すると考えられることから，対象外とします。

地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は，義務を課し，又は権利を制限するには，法令に特別の定めがある場合を除くほか，条例によらなければならない。

地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は，政令の定めるところにより，その総数の50分の1以上の者の連署をもって，その代表者から，普通地方公共団体の長に対し，条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず，実施機関は，次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は，パブリック・コメント手続を適用しない。

緊急を要する又は軽微な変更であると認められる場合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき議会提出される場合

法令，条例，規則，その他の規程により，同様な意見聴取手続が定められており，当該手続に従って策定を行う場合

実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合

【解説】

- 1 「緊急を要する」とは，パブリック・コメント手続に要する時間の経過により，その効果が失われてしまうなどの理由でパブリック・コメント手続を経る余裕がない場合をいいます。なお，単に事務手続きが遅れたことなどを理由にパブリック・コメント手続を行わないことは認められません。
- 2 「軽微な変更」とは，一部表現変更を行うなど，大幅な変更や基本的事項の改定を伴わない場合をいいます。
- 3 「同様な意見聴取手続が定められており，当該手続に従って策定を行う場合」とは，法令等により公聴会の開催等が義務付けられている場合をいいます。この場合，パブリック・コメント手続を実施した場合と同様な効果が得られるよう努めなければなりません。なお，実施機関の裁量により公聴会を開催する場合は，法令等の規定により開催するものではないため，パブリック・コメント手続を経る必要があります。
- 4 「実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合」とは，上位法令や国，県の計画にその内容が詳細に規定されており，その規定に沿った決定をしている場合をいいます。

(施策等の案の公表等)

第5条 実施機関は，施策等の策定をしようとするときは，当該施策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて，施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は，前項の規定により施策等の案を公表するときは，併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

施策等の案を作成した趣旨，目的及び背景

施策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方

市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は，実施機関が指定する場所での閲覧及び配布，市のホームページへの掲載等の方法により行い，併せて意見等の提出先，提出方法，提出期限及び意見等の提出に必要な事項を明示するものとする。

【解説】

- 1 実施機関は，施策等の案がまとまり，その案について意思決定を行う前に施策等の案を公表します。
- 2 公表する内容は，市民等にとって分かりやすく，正確かつ十分な情報となるよう，施策等の案のほか，作成した趣旨や背景，実施機関の考え方なども公表します。必要に応じて，

当該政策等を理解するために必要な関連資料も添付します。

- 3 施策等の案の公表は、担当部署での閲覧及び配布、ホームページ等へ掲載することにより行います。また、パブリック・コメント手続の実施を広く市民等に周知するため、広報紙やケーブルテレビの活用、さらには報道機関への資料提供を行うなど、あらゆる方法を活用します。
- 4 施策等の案を公表する場合は、意見等の提出先や提出方法、担当部署などを明らかにし、市民等が容易に手続を行えるようにします。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、施策等の案の公表の日から20日以上の間を設けて、市民等から意見等の提出を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その理由を明示した上で20日を下回る期間を定めることができる。

- 2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

実施機関が指定する場所への書面の持参

郵便

ファクシミリ

電子メール

前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

- 3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名及び連絡先を明らかにしなければならない。

【解説】

- 1 意見等の提出期間は、市民等が当該案を十分に考慮する時間を確保するため、また、円滑な行政運営を行うため原則20日以上とし、当該案の重要度や市民等への周知期間を考慮して実施機関が決定します。
- 2 意見等の提出は、文書または電子的記録によるものとし、電話等による聞き取りは行いません。ただし、高齢や障害を持つなどの理由により、書面での提出が困難であると実施機関が判断する場合は、別の方法により提出を受けるとします。
- 3 提出する意見等に責任をもつていただくため、また、意見内容の確認を行う場合に備えて、意見等を提出する場合は氏名等を記入していただきます。なお、記入していただいた個人情報には本手続の目的以外に使用することのないよう適正に管理し、公開もしません。

(意見等の考慮等)

第7条 実施機関は、施策等を策定する場合には、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の策定について最終的な意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

提出された意見等

提出された意見等に対する実施機関の考え方

施策等の案を修正して意思決定をしたときは、当該修正の内容

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

4 提出された意見等が、三次市情報公開条例(平成18年三次市条例第7号)に規定する不開示情報に当たるときは、その全部又は一部を公表しない。

【解説】

1 実施機関は、提出された意見等を十分に考慮して最終的な意思決定を行いますが、提出された意見は必ず採用するというものではありません。

2 実施機関は、最終的な意思決定を行うにあたり、提出された意見等や、提出された意見等に対する実施機関の考え方、提出された意見等に基づいて施策等の案を修正した場合はその修正内容を公表します。

3 類似した意見等が多数あった場合、事務の効率性を確保するためその内容を大きく変えない範囲で整理又は要約して公表します。

4 意見等の公表は、担当部署での閲覧や市のホームページへの掲載などにより行います。なお、意見等に対する個別の回答は行いません。

5 パブリック・コメント手続を実施した案件と直接関係のない意見等については、提出された意見として取り扱いません。

(パブリック・コメント手続の特例)

第8条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、この条例に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき施策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで施策等の策定の意思決定をすることができる。

【解説】

附属機関等がこの条例に準じた手続を経て答申を策定し、市がその答申等を受けて意思決定を行う場合、同様の案について本手続を繰り返すことは費用対効果や効率性の観点から好ましくないため適用除外とします。

地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市のホームページ等で公表するものとする。

【解説】

- 1 各パブリック・コメント手続の実施案件や実施状況を一覧にして市のホームページなどで公表することにより、市民等がいつでもどこでどのような案件についてパブリック・コメント手続を行っているか確認することができるようにします。
- 2 案件の一覧表には、案件名、公表日、意見の提出期限、施策等の案の入手方法、問い合わせ先等を明記します。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例のほか、制度の実施について必要な事項があれば、別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行時、既に立案の途中にある施策等については、可能な限りこの条例に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

【解説】

この条例は、平成19年4月1日から施行します。平成19年4月1日現在で既に立案中の施策等であっても、可能な限り本手続を経るものとします。